

訪問看護 料金表 (医療保険)

◎ 基本料金 (看護師・理学療法士・作業療法士)

項目		金額(単位：円)		利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 I	週3日まで		5,550	555	1,110	1,665
	週4日以降		6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者2人)	週3日まで		5,550	555	1,110	1,665
	週4日以降		6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者3人以上)	週3日まで		2,780	278	556	834
	週4日以降		3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費 III (入院中の外泊における訪問)	入院中1回に限り ※疾患に応じて2回		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日		7,710	771	1,542	2,313
	月の2日目以降(1日につき)		3,010	301	602	903

◎ 基本料金/精神科版 (看護師・理学療法士・作業療法士)

項目		金額(単位：円)		利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費 I	週3日まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費 III (同一建物居住者2人)	週3日まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費 III (同一建物居住者3人以上)	週3日まで	30分以上	2,780	278	556	834
		30分未満	2,130	213	426	639
	週4日以降	30分以上	3,280	328	656	984
		30分未満	2,550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費 IV (入院中の外泊における訪問)	入院中1回に限り ※疾患に応じて2回		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日		7,710	771	1,542	2,313
	月の2日目以降(1日につき)		3,010	301	602	903

訪問看護 料金表 (医療保険)

◎訪問看護にかかる加算

加算内容	金額(単位：円)		利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	2,650	265	530	795
	1日につき(月15日目以降)	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問)	1日につき	5,200	520	1,040	1,560
夜間・早朝訪問看護加算 6～8時/18時～22時	1日1回	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 22時～6時	1日1回	4,200	420	840	1,260
特別管理加算	月1回	2,500	250	500	750
	月1回(重症度高い)	5,000	500	1,000	1,500
難病等複数訪問看護加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回	8,000	800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算	1日1回	4,500	450	900	1,350
	1日2回	9,000	900	1,800	2,700
	1日3回以上	14,500	1,450	2,900	4,350
乳幼児加算	1日につき	1,400	140	280	420
	1日につき(重症度高い)	1,800	180	360	540
退院時共同指導加算	退院に1回・初回訪問	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院日	6,000	600	1,200	1,800
	退院日(90分以上)	8,400	840	1,680	2,520
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	1,050	105	210	315
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15
訪問看護物価対応料	1日につき(月の初日)	60	6	12	18
	1日につき(月の2日目以降)	20	2	4	6

特別管理加算：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を留置している、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定

特別管理加算(重症度高い)：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用

訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ：在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行うこと

訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ：特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行うこと